

掛川市告示第66号

掛川市母子家庭等医療費助成要綱（平成17年掛川市告示第23号）の一部を次のように改正する。

平成24年6月15日

掛川市長 松井三郎

第4条中「含む。）に」を「含む。以下この条において「受給資格者の扶養義務者」という。）の」に改め、「所得税が課されているとき」を「所得税の額（受給資格者又は受給資格者の扶養義務者が扶養親族を有する場合にあっては、扶養控除の額について、所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）による改正前の所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項及び第84条の規定を適用するとしたならば算定されることとなる額）が零とならないとき」に改める。

附 則

この告示は、平成24年7月1日から施行する。